

在熊国機関等連携推進会議設置要項

(目的)

第1条 社会経済情勢の変化に対応するために、熊本県・熊本市が国の行政機関等との協調を保ちつつ、連携を図ることにより相互の効果的な施策推進に寄与するとともに、地域の拠点性を維持・向上させ、もって地域の一体的な発展に資することを目的として在熊国機関等連携推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(会議等)

第3条 推進会議は、第1条の目的のために熊本県企画振興部長が必要に応じて召集する。

2 推進会議の座長は、熊本県企画振興部長が務める。

3 構成員は、第1条の目的達成に資する場合は、他の構成員に対し、必要に応じて電子メール等による情報提供を行うことができる。

(経費負担)

第4条 推進会議の開催に伴い必要となる資料作成や費用弁償等の経費については、構成機関それぞれの負担とする。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、熊本県企画振興部企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進会議の庶務その他推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は平成18年7月6日から施行する。

この要項は平成22年4月1日から施行する。

この要項は平成28年4月1日から施行する。

この要項は令和元年12月23日から施行する。

この要項は令和6年9月27日から施行する。

別表

在熊国機関等連携推進会議 構成員

機 関 名	職 名
陸上自衛隊西部方面總監部	総務部長
陸上自衛隊第8師団司令部	総務課長
九州総合通信局	総務部長
熊本地方法務局	次長
九州財務局	総務部長
熊本国税局	総務部長
熊本労働局	総務部長
九州農政局	企画調整室長
九州森林管理局	総務企画部長
熊本河川国道事務所	副所長
熊本運輸支局	首席運輸企画専門官
九州地方環境事務所	統括環境保全企画官
日本銀行熊本支店	総務課長
日本貿易振興機構（ジェトロ） 熊本貿易情報センター	所長
日本放送協会熊本放送局	副局長
日本郵便（株）九州支社	総務・人事部長
西日本電信電話（株）熊本支店	総務部長
（株）日本政策金融公庫熊本支店	農林水産事業業務課長
九州電力（株）熊本支店	企画・総務部長
九州旅客鉄道（株）熊本支社	副支社長
熊本市	政策局長
熊本県	企画振興部長